

第三者点検における主な意見等

	指摘箇所	指摘内容	市の対応・考え方
1	「I 基本情報」「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「システム1」「③他のシステムとの接続」	別添1付図内の「予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム」と接続することでしたが、記載漏れがありました。	指摘の通り記載しました。
2	「II 特定個人情報ファイルの概要」「2. 基本情報」「④記録される項目」「主な記録項目」	特定個人情報ファイル「予防接種台帳ファイル」に記録される項目についてヒアリングしたところ、その他（予防接種記録情報）が記録項目に該当するとのことでした。がチェックミスがありました。	該当部分にチェックを入れました。
3	「II 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項2」「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「その妥当性」	○○県国民健康保険団体連合会（○○県国保連合会）が特定個人情報ファイルの一部を取り扱う旨の記載をしていましたが、正しくは北海道国民健康保健団体連合会（北海道国保連合会）が特定個人情報ファイルの一部を取り扱うとのことで、誤記がありました。	記載の修正をしました。 北海道国民健康保健団体連合会（北海道国保連合会）
4	「II 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項2」「⑥委託先名」	「北海道県国保連」と記載していましたが、正しくは「北海道国保連」とのことでしたので、誤記がありました。	記載の修正をしました。 北海道国保連
5	「II 特定個人情報ファイルの概要」「2. 基本情報」「④記録される項目」「その妥当性」	特定個人情報ファイル「予防接種台帳ファイル」に記録される項目の妥当性についてヒアリングしたところ、その他（予防接種記録情報）の記録が事務の適正な実施にとって必要であることは確認しました。しかし、その根拠の一部として記載している「予防接種事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理」という表現について、具体的にどんな関係法令や業務上の理由に基づくものなのか確認できませんでしたので、旭川市における妥当性（なぜ記録するのかの根拠）を説明した表現として必要か否か再確認ください。	保管する項目についての根拠を追加 番号法による特定個人情報にあたる部分の根拠を追加 「予防接種法施行規則 第三条」「番号法 第九条第二項」